鳥取市内の家屋連担区域一覧表

1. 鳥取市都市計画区域のうち用途地域が定められている区域内

2. 道路及び鉄道から展望できる地域のうち次に掲げる地域内で家屋連担している区域		
道路	路線名	告示による指定地域
	一般国道9号	鳥取市伏野、湖山町北五丁目
		鳥取市気高町宝木、下坂本、浜村、八東水
		鳥取市青谷町青谷
	一般国道29号	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、古海、津ノ井、桂木、船木、広岡、海蔵寺
	一般国道53号	鳥取市河原町袋河原、釜口
		鳥取市用瀬町用瀬、鷹狩
	一般国道482号	鳥取市佐治町加瀬木
	県道郡家鹿野気高線	鳥取市気高町浜村、勝見、新町三丁目、
	32	鳥取市鹿野町今市、鹿野
	県道若葉台東町線	鳥取市桜谷、杉崎、津ノ井、桂木、海蔵寺
鉄道	山陰本線	鳥取市福部町細川、栗谷
		鳥取市伏野
		鳥取市気高町宝木、浜村、勝見
		鳥取市青谷町青谷
	因美線	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木、海蔵寺
		鳥取市用瀬町用瀬、鷹狩

家屋連担しているかどうかの判断基準 道路等の一方の側にある建築物(家屋およびこれらに附属するへいまたは垣等)が相互の外壁間 の距離20メートルを超えない範囲で、かつ、道路等に沿っておおむね100メートル以上にわたって連 基準 接し、もしくは凝集して分布する区域。 家屋連担していると 確認できる区域又は 告示による指定地域内 制限地域 市街化区域内 200m(500m) 原則野立て広告物は 100m(200m) ₽₽₽₽ 家屋連担している 告示により指 と確認できない区 定されていな 域で設置不可。 い地域で設 道路の反対側に 置不可。 100m(200m) 家屋連担は適用 200m(500m) されません。 基準は適合した 100m以上 原則野立て広告物は 案内誘導広告物 は設置できます 制限地域 家屋連担区域については、事前に協議してください。